

[第2部]  
第3章

# 学校、保育所等における食育の推進

第1節

## 学校における食に関する指導体制の充実

平成17年度から、食に関する専門家として児童生徒の栄養の指導と管理をつかさどることを職務とする栄養教諭が制度化された。学校における食育を推進するためには、栄養教諭を中心に、食に関する指導の全体的な計画に基づき、全教職員が共通理解のもとに連携・協力しつつ指導を展開することが重要である。そのためには、学校栄養職員の栄養教諭への移行などにより栄養教諭のさらなる配置の促進を図ることが必要である。このため、文部科学省においては、平成17年度から、現職の学校栄養職員が栄養教諭免許状を取得するための講習会を都道府県で開催している。その結果、全国で多数の学校栄養職員が、栄養教諭免許状を取得している。

公立小・中学校等の栄養教諭については、各都道府県教育委員会が、地域の状況を踏まえつつ、栄養教諭免許状取得者の中から栄養教諭を採用し、配置していくことになっており、平成24年4月1日現在で全都道府県において4,263名が配置されている（図表-43）。このほか、国立大学法人においても附属学校に栄養教諭を配置しており、平成24年4月1日現在で42国立大学法人で68名が配置されている。

平成20年1月の中央教育審議会答申を踏まえ、平成20年6月に学校給食法の改正が行わ

図表-43 公立学校栄養教諭の配置状況

| 年度 | 配置状況   |        |
|----|--------|--------|
| 17 | 4 道府県  | 34人    |
| 18 | 25道府県  | 359人   |
| 19 | 45道府県  | 986人   |
| 20 | 47都道府県 | 1,897人 |
| 21 | 47都道府県 | 2,663人 |
| 22 | 47都道府県 | 3,379人 |
| 23 | 47都道府県 | 3,853人 |
| 24 | 47都道府県 | 4,263人 |

各年度 4 月 1 日現在

資料：文部科学省学校健康教育課調べ

れ、平成21年4月に施行された。具体的には、法律の目的に「学校における食育の推進」を明確に位置付けるとともに、栄養教諭が学校給食を活用した食に関する実践的な指導を行うこと、この場合、校長が食に関する指導の全体的な計画の作成を行うことなどが定められた。

また、学習指導要領の改訂、学校給食法の改正を踏まえて、学校における食に関する指導の基本的な考え方や指導方法等を示した「食に関する指導の手引」（平成19年3月作成）を平成22年3月に改訂した。

平成22年度から、経験の浅い栄養教諭が早期に学校給食管理と食に関する指導を両立できるよう支援するため、経験の豊富な、退職した栄養教諭・学校栄養職員を派遣する「食育支援者派遣事業」を実施している。